

# 若年がん患者の 在宅療養を支援します

(我孫子市障害者等在宅生活支援事業)

我孫子市では、末期がんの方が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう在宅療養生活を支援します。

## 対象者 (すべてに該当する方)

1. 18歳以上40歳未満で、我孫子市に住所を有する方
2. がん患者 (医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方)
3. その他法令等に基づき、同様の給付等の対象となっていない方

## 利用できるサービス

- ・福祉用具の貸与・購入費用の助成
- ・ホームヘルパーの派遣
- ・訪問入浴サービス
- ・住宅改造費の助成
- ・ガイドヘルパーの派遣
- ・配食サービス



※サービス毎に利用条件があります。

※福祉用具の貸与・購入費用の助成には、費用に要した領収証が必要になります。

※福祉用具貸与費用の助成上限額は一月あたり4万円、購入費用の助成上限額は一人あたり10万円です。(購入費用の助成は年間の上限額ではないため、新年度となっても新たに10万円の助成はありません。介護保険サービスと異なりますのでご注意ください。)

※すべてのサービスに、所得に応じて利用者負担が発生する可能性があります。

お問い合わせ

我孫子市 障害者支援課 相談係

電話 04-7185-1111 内線385・475